

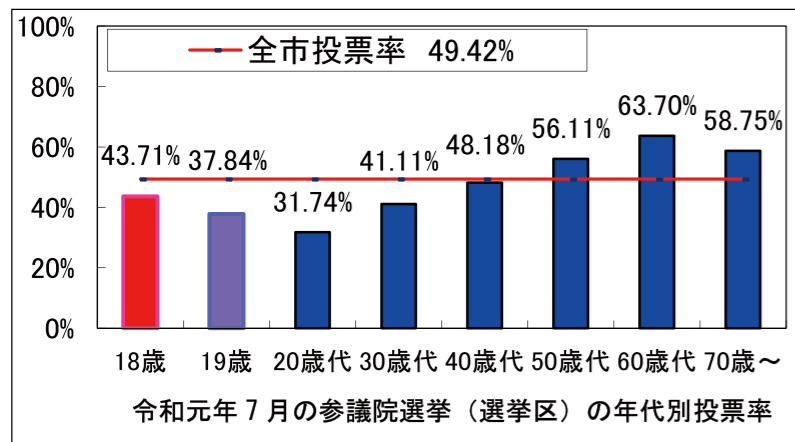


選挙マスコット「イックン」

選挙の種類

選挙は次の6つの種類があります。そのうち今年の秋に任期満了を迎えるのは、衆議院議員と川崎市長です。また、幸区では、川崎市議会議員に1名の欠員が生じていることから、補欠選挙の執行も予定されています。

選挙の種類		選挙区数	定数	任期	選び方	
国の選挙	衆議院議員 総選挙	小選挙区	289	289人	4年 *解散あり	その選挙区で最も多く得票した1人が当選する
		比例代表	11 ブロック	176人		ブロックごとに各政党等の得票数に比例して当選者数が配分され、名簿登載順に当選者が決まる
	参議院議員 通常選挙	選挙区	45	148人	6年 *3年ごと に半数改選	各都道府県の区域（例外あり）を単位とする選挙区で行われ、得票数の多い順に当選者が決まる
		比例代表	全国	100人		全国での各政党等の得票数に比例して当選者数が配分され、名簿登載者の得票順（当該名簿に順位の記載がある場合はその上位者が優先）に当選者が決まる
地方の選挙	神奈川県知事選挙		1	1人	4年	神奈川県を1つの選挙区として最も多く得票した人が当選する
	神奈川県議会議員選挙		48	105人		県内を48選挙区に分けて、それぞれの選挙区の定数にしたがい得票数の多い順に当選者が決まる
	川崎市長選挙		1	1人		川崎市を1つの選挙区として最も多く得票した人が当選する
	川崎市議会議員選挙		7	60人		市内各区を1つの選挙区として、その選挙区の定数にしたがい得票数の多い順に当選者が決まる



前回の参議院選挙で最も投票率が高いのは60歳代です。年齢が下がるほど投票率が低くなる傾向が見られます。若者たちの未来のために投票する機会を最大限活用し、自分たちの世代の意見を政治に届けよう。

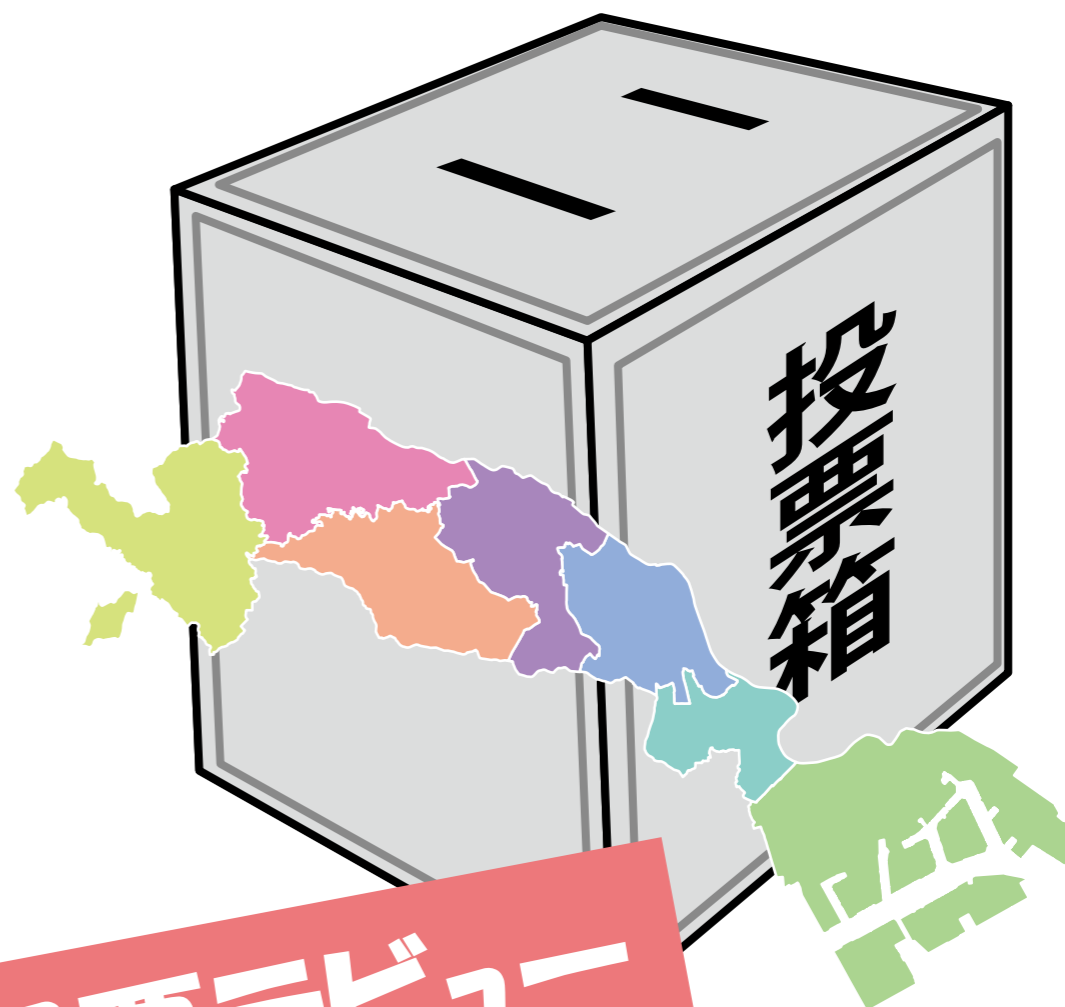
**投票はみなさんの声を政治に届ける
大切な1票です**

Eighteen

HOW TO 選挙

高校生のみなさんへ

18歳になったら



投票デビュー

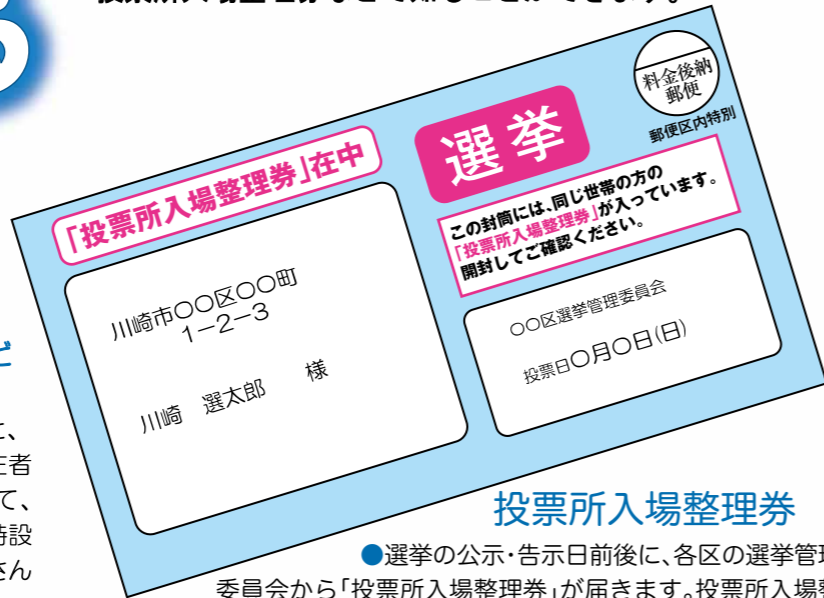
その時あなたはどうしますか!?

知る

投票日はいつか、投票所はどこかなどは市政だよりやホームページ、各区選挙管理委員会から送られる投票所入場整理券などで知ることができます。

市政だより ホームページなど

●選挙の執行が決まると、投票日や期日前投票、不在者投票の案内などについて、「市政だより」や「選挙特設ホームページ」などで皆さんにお知らせします。



投票所入場整理券

●選挙の公示・告示日前後に、各区の選挙管理委員会から「投票所入場整理券」が届きます。投票所入場整理券には、投票日や投票所の場所と案内図を記載し、また期日前投票や不在者投票の案内チラシを同封しています。

考える

候補者や政党の政策、公約、経歴などについていろいろな方法で知ることができます。これらにより投票する候補者を考えましょう。

選挙公報

●選挙の公示・告示後に、各区の選挙管理委員会からすべての家庭に「選挙公報」が配布されます。「選挙公報」には候補者の氏名や写真、経歴、政策などが掲載されています。

公営ポスター掲示場

●選挙が近くなると川崎市では市内に約 1300 か所の公営ポスター掲示場を設置します。候補者は立候補届け出後、自分の氏名、顔写真、政策などを記載したポスターを掲示します。

新聞やテレビなど

●選挙が近づくと、候補者や政党の情報は新聞やテレビでも大きく取り上げられます。また、候補者等は立候補届け出後、ホームページを開設したり、街頭演説や政見放送などで政策や主張を有権者に訴えます。

私たちの1票を有意義に

RULE

選挙には公平で公正に行うためのルールがあります

18歳(有権者)になれば、候補者の当選を目的とした選挙運動ができます。どのようなことができるのか、してはいけないことは何かなど、選挙のルールを知っておきましょう。

- 候補者の演説など選挙運動の様子をブログやツイッターなどのSNSで拡散したり、意見交換をする
- 友人との電話の中で投票を依頼する
- 友人と一緒に遊ぶ中で投票を依頼する

など

例えば

- 18歳未満の人が選挙運動をする
- メールで投票を依頼する
- お金や物を渡して投票を依頼する
- 候補者のポスターにいたずらしたり、破ったりする
- 友人の家を順に訪問して投票を依頼する

など

★選挙運動は、一般的に公示・告示日から、投票日の前日まで行うことができます。

★学校内での活動については、学校のルールに従ってください。

投票する

投票は選挙当日の投票を原則としていますが、「期日前投票」なども活用して、あなたの一票を投じましょう。

当日投票

●投票は選挙の投票日当日に指定された投票所で行うのが原則です。投票所の場所や時間などは自宅に届く「投票所入場整理券」に丁寧に記載されています。投票日に投票できない場合は「期日前投票」「不在者投票」による投票をすることができます。

期日前投票

●「期日前投票」は、選挙の公示・告示日の翌日から投票日前日まで期日前投票所で投票することができます。期日前投票所は川崎区に3か所、そのほかの区に2か所ずつ設置され、土日祝日でも投票することができることから期日前投票をする人が増えています。

不在者投票

●「期日前投票」の期間中、仕事や旅行で遠くにいても、滞在先で「不在者投票」をすることができます。また、病院等に入院している人がその施設内で投票できる制度や、身体に一定の重度障がいがある人などが、事前に登録手続きをしておくことにより郵便で投票できる制度があります。

CHECK

進学や就職で引っ越したら、住民票を移しましょう

選挙で投票するためには選挙人名簿に登録されている必要があります。進学や就職などで引っ越しをしたら、引っ越し先の市区町村へ早めに住民票を移してください。

CHECK

選挙の結果は・・・

みなさんの投票は、選挙の結果として新聞やテレビなどで知ることができます。また、選挙管理委員会の「選挙特設ホームページ」でも投・開票速報としてお知らせしています。